注１　「破産手続開始の決定」とは、破産法（平成16年法律第75号）第30条第１項の規定による破産手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。
２　「再生手続開始の決定」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第１項の規定による再生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。
３　「更生手続開始の決定」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第１項の規定による更生手続開始の決定（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。
４　「特別清算開始の命令」とは、会社法第514条の規定による特別清算開始の命令（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

⑶　貴法人等には、現在、契約期間が１年を超える借入金がありますか。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

債権者	氏名又は名称	
	住所（外国の場合は国名又は地域名も記載）	〒
契約の締結年月日		
契約の期間		
借入金額及び残高（注）		

注　借入れを外国通貨をもって行ったときは、借入れの時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第７条第１項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいいます。２⑷において同じです。）により、本邦通貨に換算してください。

⑷　貴法人等は、過去６か月間に、一の契約に係る額が2,500万円を超える契約（注１）（注２）を締結したことがありますか。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、当該締結状況に関する資料を添付してください。
注１　契約に係る額の支払が外国通貨をもって行われることとされているときは、契約の時における外国為替相場により、本邦通貨に換算して判断してください。
２　金銭消費貸借契約を除きます。

⑸　貴法人等は、最近５事業年度において有価証券報告書（注）を作成したことがありますか。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、当該有価証券報告書の写しを添付してください。
注　「有価証券報告書」とは、金融商品取引法第24条第１項に規定する有価証券報告書（外国におけるこれに相当するものを含みます。）をいいます。

３　暴力団関係
貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、暴力団（注１）又は暴力団員（注２）に対し、金銭を交付し、又は役務を提供するなど、暴力団又は暴力団員と経済的関係を有したことがありますか。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。
□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）

暴力団の名称又は暴力団員の氏名	□暴力団の名称（　　） □暴力団員の氏名（　　） （所属する暴力団の名称　　）
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した年月日	
暴力団又は暴力団員と経済的関係を有した内容及び経緯	

注１　「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。
２　「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。

４　刑事及び民事手続関係
⑴　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、有罪の裁判を受けたこと（注）がありますか。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。
□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
罪名	
有罪の裁判の告知を受けた年月日	
判決等の主文	
裁判所名	
事案の概要	

注　「有罪の裁判を受けたこと」には、刑法（明治40年法律第45号）第27条若しくは第34条の２第１項により刑の言渡しの効力が失われたもの、同条第２項により刑の免除の言渡しの効力が失われたもの又は恩赦法（昭和22年法律第20号）第３条若しくは第５条により有罪の言渡しの効力が失われたもの（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）を含みます。

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、公訴を提起され、又は起訴猶予とされたことがありますか。ただし、４⑴で回答したものを除きます。
□はい　□いいえ
「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。
□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

□貴法人等 □関係法人等（名称　　）	
罪名	